

平成29年度第3回花巻市介護保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 平成30年3月20日（火）午後3時15分～午後4時10分
- 2 開催場所 花巻市南万丁目970番地5 花巻保健センター 2階 集団指導室
- 3 出席者等
 - (1) 委員 10名
伊藤成子委員、朝倉千里委員、佐々木一広委員、伊藤芳江委員、藤本莞爾委員、高橋照幸委員、平澤智子委員、小木田勇輝委員、影山一男委員、伊藤昇委員
 - (2) 欠席した委員 8名
橋本純子委員、鎌田政子委員、狩野隆史委員、内館憲二委員、熊谷雅順委員、高橋岳志委員、高橋修委員、畠山良彦委員
 - (3) 事務局 8名
健康福祉部長 熊谷嘉哉、長寿福祉課長 佐藤拓史、健康づくり課課長補佐 晴山義範、長寿福祉課課長補佐松田隆、同課課長補佐 久保田和子、同課包括支援係長 高橋朱里、同課介護給付係主任主査兼係長 佐藤ひとみ、同課介護認定係長 有戸裕美子
 - (4) 傍聴者 なし
 - (5) 報道関係 岩手日日新聞社 1名
- 4 協議事項
 - (1) 花巻市高齢者いきいきプラン（案）について
 - (2) 花巻市指定居宅介護支援事業所等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 5 会議内容は、次のとおりである。
 - (1) 開 会 （松田補佐）

ただいまから平成29年度第3回花巻市介護保険運営協議会を開催する。委員各位には、大変お忙しい中ご出席賜り、感謝申し上げます。
 - (2) あいさつ （熊谷健康福祉部長）

委員各位には年度末のご多用の中平成29年度第3回花巻市介護保険運営協議会にご出席賜り感謝申し上げます。高齢者いきいきプランについては、2月8日に介護保険運営協議会にてご意見を頂き、その後、市議会議員に素案という形で説明を行った。市議会3月定例会では、この計画に関わる介護保険料に係る条例について、既に議決をいただいているところである。そうした中で運営協議会の委員或いは市議会議員からいただいた意見等々踏まえ本日花巻市高齢者いきいきプラン（案）について、委員各位

の審議を賜り、承認を頂きたいと思っている。委員の任期については平成 30 年 3 月 31 日までとなっている。次回以降については、また改めて委嘱ということになるが、本日の協議会ではよろしくご審議くださるようお願い申し上げます。簡単ではあるが開会にあたりましての挨拶とさせて頂く。本日は、よろしくようお願い申し上げます。

(3) 会長あいさつ（影山会長）

年度末のお忙しい中この会議にご参集いただき感謝申し上げます。前回 2 月 8 日には委員各位から色々なご意見を頂いた。今回は多くの意見を反映させた花巻市高齢者いきいきプラン（案）になったようなので、それに対しご意見を頂きたい。本日はよろしくお願ひしたい。

<出席状況の報告>（松田補佐）

協議に入る前に本日の出席状況を報告する。委員 18 名中出席した委員 10 名、欠席した委員 8 名である。花巻市介護保険運営協議会規則第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいているため、本会議は成立することを報告する。それでは、協議に移らせていただく。

会議の議長は、規則第 4 条第 2 項の規定により会長にお願いすることになっているため、影山会長よろしくお願ひしたい。

(4) 協議（影山会長）

それでは、次第に沿って 4 協議に移る。議題(1)花巻市高齢者いきいきプラン（案）について、事務局から説明をお願ひしたい。

佐藤課長が花巻市高齢者いきいきプラン（案）について、介護保険運営協議会等による意見と、それに対する市の考え方及び案への反映状況を説明した。

質疑応答

(影山会長)

ただいまの説明について、各委員からご質問があったらお願ひしたい。

(高橋(照) 委員)

全体的に大変見やすくなった。素案 47 頁、人材の確保・養成・研修体制の充実について、奨学金返還者への支援とあるが、奨学金も色々あると思う。今の説明から花巻市の奨学金と理解したが、「花巻市の」と入れてはどうか。色々な制度の奨学金があるわけだが全て該当するか。奨学金を借りている生徒は年間何人か。また、奨学金を利用し実際介護施設で働いている人は何人か。

(佐藤課長)

花巻市の奨学金を借りている人は、年間 50 人弱である。大学等に在学中の方で、学部は不明だが、福祉系の学校を今年度卒業する見込みの方は 3 人位である。花巻市内の福祉施設に就職した人はいない。今時点では、対象は市の奨学金という考え方でいる。実際花巻市以外の奨学金までというこ

とになれば、市では把握しきれない部分がでてくるかと思う。予算的なこともあるため、今回は市の奨学金に限って事業化した。

(高橋照委員)

はっきり花巻市の奨学金とした方が分かりやすい。

(藤本委員)

花巻市内の福祉施設に勤めるということを条件として付けた方がよいのではないか。

(佐藤課長)

対象者は、市内の福祉施設に勤めた方としている。

花巻市以外の奨学金も対象とすることを考えないわけではないが、制度開始の時点では花巻市の奨学金に限るとしていたところである。

(熊谷健康福祉部長)

制度を始めるにあたって、保育士等人材確保の場合も、まずは花巻市の奨学金から始めている。今後について検討の余地を残すため、この部分は限定しない書き方をした方が良いかと思っている。制度開始のPRの際は、花巻市の奨学金と限定して案内する。

対象施設は、入所や短期入所という宿泊を伴う施設に限定することとしている。

(影山会長)

非常に見やすく読みやすくなった。私自身の経験では奨学金を借りている人にとって、返還の支援を受けられることはとても大きいと思う。

他にご意見はないか。他にご意見がなければ、花巻市高齢者いきいきプラン(案)について、ご承認頂いたということにする。

(影山会長)

それでは、議題(2)花巻市指定居宅介護支援事業所等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、事務局から説明をお願いしたい。

松田補佐が花巻市指定居宅介護支援事業所等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について説明した。

(佐々木委員)

居宅介護支援事業所の関係について、今年4月から市町村に権限が移譲されるということであるが、実地指導は、平成30年度にすべての事業所を対象に行うのか。県の実地指導の経過などをみると、毎年1回集団指導報告会を開催し、前年度行われた実地指導の指導経過などの話がある。居宅介護支援事業所の場合、確か5年に1回のサイクルで実地指導が行われているが、その辺はどうな

るか。また、指導経過などからの振り返りはあるのか。

(松田補佐)

社会福祉法人の指導監査を担当している地域福祉課が介護サービス事業所の指導監査も担当している。居宅介護支援事業所の指導監査も担当する予定になっている。4月以降には集団指導を計画しているようだが、居宅介護支援は県から受け継いですぐということになるので、追々行うことになるかと思う。

実地指導は、指定期間が6年あるため、その間に1回行うことで計画している。計画的に無理のない範囲で行うことになると思う。

(佐々木委員)

事業所指定の期間はこれまでのものを引き継ぐのか。

(松田補佐)

厚生労働省から、まだそのあたりの通知はでていないが、地域密着型デイサービスが県から市に来た時は、県が指定した日から6年とされた。今回も同じように指定権者が変わるという改正であるため、同じ流れで進めることになると思う。

(高橋照委員)

居宅介護支援事業所の管理者の要件が主任介護支援専門員とされており、人材育成をするのは大変良いことであるが、現在市内に31事業所ある中で、主任介護支援専門員の配置状況はどうか。また、配置できなければ4月からの事業所は休止しなければならないか。移行措置などはあるか。

(松田補佐)

条例附則第2項の経過措置により、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員が管理者をすることができるかとされている。厚生労働省は、それまでに主任介護支援専門員の資格を取得してほしいという考えのようだ。

(影山会長)

経過措置は事業所にとって重要なことであるため、事業所にもお知らせした方が良いかと思う。議案(2)花巻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について承認を頂いたこととしたい。

(5) 開 会 (松田補佐)

これをもって、平成29年度第3回花巻市介護保険運営協議会を閉会する。